

市・県民税の定額減税が始まります



令和6年度税制改正の大綱に基づき、
令和6年度の市・県民税において、定額
減税が実施されます。
詳しくは、**本税務課(☎22113)**へ。

対象 令和6年度(令和5年分)市・県民税の合計
所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合、
2,000万円以下)の人

※非課税・均等割のみ課税の人は対象外です

減税額 次の金額の合計(所得割の金額が上限)

▷本人=1万円

▷控除対象配偶者・扶養親族(国外居住親族を除く)
=1人につき1万円

※定額減税の適用状況は、税額通知書・納税通知
書に記載します

<計算例>

※本人、配偶者、子ども2人の場合

本人(1万円)+配偶者(1万円)+子ども(1万円
×2人)=**4万円を本人の市・県民税から減税**

減税方法 市・県民税の徴収方法別に、下記のとおり減税します。詳しくは、上の2次元コードから市ホームページを確認してください

※減税しきれない場合は、別途調整給付が行われる
予定です

<特別徴収(給与天引き)の人>

6月分は徴収しません。定額減税「後」の税額を7
月分～令和7年5月分の11カ月で分割して徴収しま
す。

<普通徴収(納付書・口座振替)の人>

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分
(6月分)の税額から減税します。減税しきれない場
合は、第2期分(8月分)以降から、順次減税します。

<特別徴収(年金天引き)の人>

定額減税「前」の税額をもとに算出された10月分の
特別徴収税額から減税します。減税しきれない場合
は、12月分以降の特別徴収税額
から、順次減税します。

その他 所得税に対する定額減
税の情報は、右の2次元コード
から国税庁ホームページを確認
してください



▲国税庁ホ
ムページ

令和6年度一般会計予算の 専決処分について

専決処分について

本財政課(☎22414)
ホームページID 11455



令和6年度浜川市一般会計予算
の専決処分について、5月14日開
催の市議会臨時会で承認を求める
議案を提案しましたが、多数決に
より不承認となりました(承認7
人、不承認10人)。
議会で不承認となった場合で
も、専決処分はその効力に影響が
ないものとされていますが、地方
自治法により、長において「必要
と認める措置」を講じることとさ
れています。この「必要と認める
措置」として、専決処分を行った
経緯などについて説明します。

専決処分を行った経緯

令和6年度一般会計予算は、市
議会3月定例会最終日である3月
25日の本会議において否決となり
ました(賛成7人、反対10人)。
しかし、新年度が始まる4月1
日までの数日間です予算を再編成
し、議会を招集し、議決を経るこ
とは非常に困難でした。このため
市民生活を最優先に考え、さまざま

まな行政サービスの停滞を生じさ
せないために、3月26日付けで予
算を専決処分しました。

専決処分後の対応

市民の皆さんへは、「広報しづ
かわ」4月1日号と併せて、新年
度予算の内容と専決処分について
お知らせするチラシを配布し、説
明をしました。

また、議会へは、4月4日開催
の議員全員協議会で、経緯などを
説明し、質問に答えました。

市は、今後も予算の適正な執行
を通じ、引き続き市民生活の安定
と市政の発展に全力を注いでいき
ます。